業務委託仕様書

1　業務名

愛知県立新城有教館高等学校「地域連携コーディネーター」業務委託

2　業務目的

文部科学省が示す「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～ネクストハイスクール構想～」においては、2040年に向けた高校改革の視点の一つとして、「一人一人の多様な学習ニーズに対応した教育機会・アクセスの確保」が掲げられている。この視点を踏まえ、地域の教育資源を活用した学びを通じて、社会の課題を主体的に探究し、解決することのできる人材の育成を一層推進していくことが求められている。

愛知県立新城有教館高等学校（以下「新城有教館高校」という。）は、ネクストハイスクール構想を先導的に実現する拠点校として、地域資源を生かした教育活動の推進に取り組むこととしている。しかしながら、その推進に当たっては、地域や産業界等と学校を結び付けるコーディネート機能が十分とはいえず、連携・協働体制の構築が課題となっている。

このため、本業務では、学校と地域及び産業界等との連携・協働を推進するための調整役を担う地域連携コーディネーターを活用し、地域の教育資源を生かした教育活動の更なる充実を図ることを目的とする。

なお、本業務に係る委託期間は、新城有教館高校が令和９年度から地域資源を生かした教育活動を本格実施することを見据え、市内各地区をフィールドとした地域及び産業界等との連携・協働の在り方を検証する実証期間として位置付けるものである。このため、生徒、保護者及び教職員等のニーズを把握・分析するとともに、地域資源を活用した教育活動の実施体制や支援方策の有効性を検証し、地域及び学校の実情に即した持続可能な連携・協働体制の構築を図る。

3　業務委託期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

4　業務内容

本業務は以下の２点を中心に構成する。

- 探究活動の企画・教材開発支援に関する業務
- 探究活動の地域連携・コーディネートに関する業務

（１）探究活動の企画・教材開発支援に関する業務

ア　概要

地域資源を活用した探究活動の充実を図るため、教育課程及び教育活動の企画・改善に関する助言・支援を行うとともに、生徒及び教員が活用できる教材や手引きの作成を行うこと。

イ　具体的支援内容

・　地域資源を活用した探究活動に係る教育課程及び教育活動の企画・改善について助言及び支援を行うこと。

・　地域資源を活用した探究活動において使用する生徒向けの教材及び教員向け手引きを作成すること。なお、教材及び手引きには以下の内容を含むものとする。

－ 探究活動の進め方及びテーマ設定の方法

－ 訪問先への連絡や依頼の方法等の基本的なビジネスマナー

－ レポートの作成方法

－ 地域資源の整理及び連携先リストの作成方法並びに様式の作成

（２）探究活動の地域連携・コーディネートに関する業務

ア　概要

地域資源を活用した探究活動を継続的かつ効果的に実施するため、新城有教館高校と地域の行政機関、事業者、大学などとの連携・協働体制の構築及び調整を行うとともに、地域人材や学習機会の発掘及び調整を行う。

イ　具体的支援内容

・　新城有教館高校や地域の行政機関・地元事業者等のニーズを把握しながら、地域を学びの場とした探究活動を推進するための協働体制の構築及び継続的な連携体制の確保を図ること。

・　地域資源を活用した探究活動に参画する地域人材との連携・協働が可能な企業や行政機関､大学などの関係機関の発掘及び調整を行うこと。

・　新城有教館高校および県教育委員会（以下「委託者」という。）との協議のもと、教育課程をふまえ、地域資源を活かした探究活動にかかる生徒のフィールドワーク・地 域活動・社会体験、外部講師による講演会等の学習機会の調整や提案をすること。また、県内大学との連携体制の構築に努め、県内大学と連携して探究活動の企画、提案を行うこと。

・　地域資源を活用した探究活動において、生徒の活動支援及び教員への支援を行うこと。

5　業務遂行体制

地域連携コーディネーターを２名以上配置し、それぞれの専門性やネットワークを生かしながら、本業務を相互に連携して実施すること。なお、地域連携コーディネーターは、新城有教館高校及び地域と連携し、ネットワーク構築及び関係機関との調整を行うこと。

また、地域・大学・企業等との連携体制の構築及び調整業務を中心として、地域連携コーディネーター全体で月 30 時間以上業務に従事すること。さらに、新城有教館高校と定期的に打合せを行い、業務の進捗管理及び情報共有に努めること。受託者は、地域連携コーディネーターの活動状況を把握し、委託者から求めがあった場合は報告できる体制を整えること。

なお、本事業の特性に鑑み、地域連携コーディネーターは以下の要件を満たしていること。

（１）学校と地域等の協働活動について理解が深く、幅広い経験を有していること。

（２）新城市の特性や実情に知見があり、新城市内の行政機関及び産業界と連携・協働した取組の実績を有していること。

6　報告・資料作成

（１）委託者に対し、業務遂行状況について、月１回以上の頻度で面談により報告すること（面談はオンラインによる実施を含む。）。

（２）最終報告書（業務実績、事業の成果及び課題等を含む。）を作成し、委託者へ提出すること。併せて、本業務において作成した生徒向け教材、教員向け手引きその他成果物を提出すること。提出物は、原則としてＡ４判縦長横書き両面印刷による紙媒体１部及び電子媒体とする。電子媒体は、電子メール等により電子データを提出することとし、ファイル形式は委託者が指定する形式によるものとする。なお、提出期限は事業終了後 10 日以内に提出するものとする。

（３）必要に応じて、新城有教館高校や委託者主催の会議や協議会での説明資料を作成すること。

7　成果物に関する権利等

（１）著作権の譲渡等については、別添契約書第２条のとおりとする。

（２）委託者に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。また、著作者人格権の不行使は、委託者が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。

（３）著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

（４）上記に加え、受託者は、その他法的に保護に値するとされている第三者の権利・利益について確認し、成果物の引き渡しまでに適切な処理を行うものとする。

８　その他

（１）教育機関である学校で働く職員の一員としての自覚を持ち、生徒に対して、社会人の規範となる行動をとること。

（２）学校で業務を行う際は、名札を着用し、服装、言葉遣い等は学校内での業務にふさわしいものとし、学校に不快感を与えないよう十分注意すること。

（３）受託者及び地域連携コーディネーターは、生徒及び保護者との信頼関係の保持に十分留意し、個人的な連絡先の交換、SNS 等を通じた私的な連絡その他これに類する行為を行わないこと。また、生徒又は保護者との連絡は、原則として新城有教館高校を通じて行うこと。

（４）受託者は、地域連携コーディネーターを配置しようとする場合には、事前に履歴書その他委託者が求める書類を提出し、委託者の承認を受けること。また、配置する者に変更が生じた場合も同様とする。

（５）個人情報及び関係者から提供を受けた資料・情報等については、個人情報の保護に関する法律、「個人情報取扱事務委託基準」に則り、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩の防止に細心の注意を払うこと。

（６）受託者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。

（７）受託者は、本委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に委託業務を行うこと。

（８）委託業務を遂行する上で必要となる経費は、契約金額の範囲内で受託者が負担すること。

（９）原則として、この仕様書及び提出された企画書により業務を行うこととするが、それによりがたい細部項目や県との調整が必要な事項については、その都度、委託者に相談し、指示を受けるものとする。